

## 行政手続部会(第2回)(平成29年9月15日)における経済団体からの要望事項に対する回答

(従業員の労務管理に関する手続)

	要望団体	要望事項	回答省庁	要望事項に対する回答
1	経済団体連合会	電子申請の対象範囲の拡大 (例: 特定求職者雇用開発助成金/障害者職場定着支援奨励金/障害者トライアル雇用奨励金)	厚生労働省	<p>雇用関係助成金の申請手続については、1. (3)で回答したように、実態面での簡素化を検討した上で、以下のような課題があることに留意しつつ、電子申請の導入についても検討を進めてまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用関係助成金は景気状況や執行状況等を踏まえた機動的な対応が必要なことから、統廃合や支給要件の変更が随時行われており、その都度システム改修を行うとすると、臨機応変な対応に支障が生じるおそれがあること。 ※雇用保険の場合システム改修に1年程度の時間を要する。</li> <li>・助成金毎の支給要件に共通化できる部分が少なく、一部の手続のみを共通化してオンライン化することが困難であること。</li> <li>・オンライン化に相当程度の時間・予算を要するとともに、並行して行われる助成金の統廃合や支給要件の変更によって更なるシステムの見直しが必要となること。</li> </ul>
2	経済団体連合会	添付書類の提出省略 (例: 障害者職場定着支援奨励金(前回申請時から変更がない場合の労働条件通知書・体制図・配置図等の提出不要化))	厚生労働省	<p>雇用関係助成金における添付書類の省略については、政策目標の達成効果や不正受給の防止にも留意しつつ、事業主にとって必要最低限の手続となるよう、実態面の簡素化と合わせて検討を行う。</p> <p>なお、例示された障害者職場定着支援奨励金における、「労働条件通知書・体制図・配置図」に当たる書類は、受給資格認定申請時に提出を求める添付書類であり、以降の支給申請時には提出を求めている。</p>

	要望団体	要望事項	回答省庁	要望事項に対する回答
3	経済団体連合会	<p>一括手続の実現  (例: 労務管理に関する各種申請・届出の本社管轄労働基準監督署への一括提出の実現)</p>	厚生労働省	<p>労働基準法に定める手続については、事業場ごとの業務内容や労働時間等の実態を踏まえた上で行う必要があることから、事業場ごとに所轄の労働基準監督署に提出いただく必要がある。</p> <p>時間外労働及び休日労働に関する協定届(以下「36協定届」という。)及び就業規則の届出については、複数の事業場を有する企業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業全体で統一的に適用される就業規則を定める場合が見られること</li> <li>・両手続で「従業員の労務管理に関する手続」のうち約76%を占める件数があること</li> </ul> <p>から、国民の負担を軽減する観点で、内容が同一であること等一定の要件を満たした場合に本社一括届出を認めているものである。</p> <p>今般、36協定の本社一括届出については、同一の過半数労働組合と締結した協定時間等の内容が各事業場で同様な協定に加え、今後、過半数代表者等と締結したこのような協定についても、本社一括届出を認めることとし、対象範囲を広げることとしている。</p> <p>この対象範囲の拡充によって、本社一括届出が増加し、本社を管轄する労働局及び労働基準監督署の業務量が増大することが想定されるため、その他の手続について本社一括届出を適用することについては、今後、当該拡充後の業務の状況や企業の実態も聴取しながら検討することとしたい。</p>
4	経済団体連合会	<p>事務の統一  (例: 各地域のハローワーク間の事務の統一(書式、添付書面))</p>	厚生労働省	<p>雇用関係助成金の申請手続においては、各都道府県労働局・ハローワークにおいて統一的に事務を行っているところであり、原則として地域によって書式や添付書類が異なる取扱いをしているものではない。</p> <p>今後とも地域によって異なる取扱いとなることのないよう努めていく。</p> <p>※申請内容に疑義が生じた場合は、労働局長が必要と認める書類を独自に求める場合がある。  ※今後、都道府県労働局独自の書式等の有無について調査を実施することを検討する。</p>

	要望団体	要望事項	回答省庁	要望事項に対する回答
5	経済団体連合会	提出期限の見直し (例: 障害者雇用調整金の申請期限(個人毎に「月別 所定労働時間」「月別実労働時間」を入力する手間 が煩雑))	厚生労働省	<p>御指摘の2項目の記入が必要な障害者雇用状況等報告書は、障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)の納付や障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)の支給にあたり、雇用障害者数や法定雇用障害者数などの確認が必要となることから提出を求めている資料である。</p> <p>現行法上、納付金の申告期限は4月1日から5月15日までの間と規定されているが、調整金の対象となる事業主であっても「納付金を納付する必要がない」ことを確認するためには、障害者雇用状況等報告書を添付して当該申告を行っていただく必要がある。このため、<u>当該資料の提出期限について、調整金の申請期限の変更のみによって見直せるものではないことをご理解頂きたい。</u></p> <p>なお、納付金・調整金の事務にあたり、対象障害者ごとに「月別所定労働時間」や「月別実労働時間」の記載を求めているのは、平成23年度の会計検査院の現地検査に基づく是正改善措置に対応したものであることから、<u>様式の修正は困難</u>であるが、御指摘の通り、対象障害者ごとの入力に作業時間を要することは承知しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の電子化により事務作業を簡易化する</li> <li>・複数年にわたり申請書の様式を統一することで、記載者の理解を促す</li> <li>・事業主に対して申請書を事前に配布することで、申請期限前に大部分の記載を可能とする</li> </ul> <p>等に努めてきたところであり、<u>現行の様式についても、ご理解頂きたい。</u></p>
6	経済同友会	就業規則変更一括届を、複数の提出先分大量にコピーしているため、手続のオンライン化・ワンストップ化を進めていただきたい。	厚生労働省	<p>就業規則の本社一括届出については、すでに電子申請が可能である(※)ため、ご利用いただけるよう、電子申請用のリーフレット、HP等を通じて積極的に周知してまいります。</p> <p>※「電子政府の総合窓口e-Gov」のページから就業規則の本社一括届出に係る電子申請の利用が可能。</p>

【参考】(要望事項5関係)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律 (抄)

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 機構は、政令で定めるところにより、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月(当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。)ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)として支給する。  
2～6 (略)

(納付金の納付等)

第五十六条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に機構に提出しなければならない。

2 事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならない。

3～7 (略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令 (抄)

(障害者雇用調整金の支給)

第十四条 法第五十条第一項の障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に支給の申請を行つた事業主に支給するものとする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (抄)

(調整金の支給)

第十五条 法第五十条第一項の障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)の支給を受けようとする事業主は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)の定める様式による申請書を機構に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、機構の定める様式による報告書(その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する身体障害者である労働者、知的障害者である労働者及び精神障害者である労働者(第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。)の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。)を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、法第五十六条第一項の申告書の提出と同時に行わなければならない。

○ 障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について(平成24年10月3日付け 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛て) (抄)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1・2 (略)

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

法定雇用率については、法第43条第2項の規定に基づき、少なくとも5年ごとに見直すこととされており、25年4月から2.0%に引き上げられることとなっている。また、前記の法改正に伴い、27年4月からは、納付金の納付義務等が適用される対象範囲が常用雇用労働者の数が100人を超える事業主に更に拡大されることになっており、納付金関係業務については、今後ともより適正な実施が求められる状況となっている。

については、貴機構において、前記の125事業主に係る納付金の徴収不足額並びに調整金及び報奨金の過大支給額について、速やかに納付及び返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、納付金関係業務がより適正に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 週の所定労働時間と実態の労働時間の間に常態的な離れがある場合は、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を注意喚起のために記入説明書に明記した上で、事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図ること

イ 事業主から提出された支給申請書等の記載内容の真実性を確認するために、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を適宜求めるなどして記載内容を確認することとするなど、効果的な審査等が行われるようにすること